

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年10月11日(2012.10.11)

【公開番号】特開2007-254744(P2007-254744A)

【公開日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2007-038

【出願番号】特願2007-76284(P2007-76284)

【国際特許分類】

C 0 9 B	67/08	(2006.01)
A 6 1 K	8/87	(2006.01)
A 6 1 K	8/88	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 Q	1/00	(2006.01)
A 6 1 Q	1/04	(2006.01)

【F I】

C 0 9 B	67/08	A
A 6 1 K	8/87	
A 6 1 K	8/88	
A 6 1 K	8/29	
A 6 1 K	8/19	
A 6 1 Q	1/00	
A 6 1 Q	1/04	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年8月27日(2012.8.27)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項6】

ポリマーマトリックスが、少なくとも2つの化合物、すなわち一方がイソシアネートタイプであり他方がアルコール及び/又はアミンタイプである化合物を反応させることにより得られたものであり、これら2つの化合物の少なくとも1つは、少なくとも3つの同じか又は異なる官能基を有し、該官能基は、イソシアネートのタイプについてはイソシアネート基から、そしてアルコール及び/又はアミンのタイプについてはヒドロキシル基及びアミン基から選択されることを特徴とする、請求項1~5のいずれか1項に記載の複合染料。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】請求項10

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【請求項10】

顔料が、酸化チタン、酸化クロム、D & C レッドNo.7、D & C レッドNo.22レーキ、D & C イエローNo.6レーキ及びFD & C イエローNo.6レーキ、及びFD & C ブルーNo.1レーキから選択されるところの、請求項1~9のいずれか1項に記載の複合染料。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0107

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0107】

本発明において使用され得る顔料の例として、カーボンブラック、酸化チタン、酸化クロム、D & C 又は FD & C のタイプの顔料、及びそれらのレーキ、特に D & C ブルー No. 4、D & C ブラウン No. 1、FD & C グリーン No. 3、D & C グリーン No. 5、D & C グリーン No. 6、FD & C グリーン No. 8、D & C オレンジ No. 4、D & C オレンジ No. 5、D & C オレンジ No. 10、D & C オレンジ No. 11、FD & C レッド No. 4、D & C レッド No. 6、D & C レッド No. 7、D & C レッド No. 17、D & C レッド No. 21、D & C レッド No. 22、D & C レッド No. 27、D & C レッド No. 28、D & C レッド No. 30、D & C レッド No. 31、D & C レッド No. 33、D & C レッド No. 34、D & C レッド No. 36、FD & C レッド No. 40、FD & C レッド No. 40 レーキ、D & C バイレット No. 2、Ext. D & C バイオレット No. 2、FD & C ブルー No. 1、D & C イエロー No. 6、FD & C イエロー No. 6、D & C イエロー No. 7、Ext. D & C イエロー No. 7、D & C イエロー No. 8、D & C イエロー No. 10、又は D & C イエロー No. 11 の名前で当業者に公知であるものが挙げられ得、該顔料が化粧料において通常使用される親水性相及び脂溶性相に自然には不溶でないとき、それは対応するレーキの形で使用されると理解されたい。